

判 決 骨 子

判決言渡日：令和元年12月12日

事件番号及び事件名：高松高等裁判所平成30年（ネ）第242号 損害賠償請求控訴事件

5 裁判官：裁判長裁判官 増 田 隆 久

裁判官 林 啓治郎

裁判官 河 端 裕美子

当事者：控訴人 藤田義行ほか。合計29名

被控訴人 国

10 請求合計額：4208万3332円

（漁船員・支援者1人当たり200万円，遺族はその法定相続分）

主文：控訴棄却

事案及び理由の要旨：

1 事案の概要

15 本件は，米国が昭和29年にビキニ環礁等において行った核実験（以下「本件核実験」という。）により漁船員らが被ばくしたにもかかわらず，被控訴人が，被ばくの事実及び被ばくに関する資料（以下「本件資料」といい，被ばくの実事と併せて「本件資料等」という。）を平成26年9月19日に開示するまでの間隠匿し，被ばく者について追跡調査や生活支援等の施策を実施しなかった違法行為があったとして，被ばくした漁船員ら及びその遺族並びにこれらの者の支援者である一審原告らが，主位的に，
20 被ばくした漁船員らは，必要な治療を受け，生命及び健康を維持する権利等を侵害され，支援者は被控訴人の違法行為により貴重な時間を浪費したとして，予備的に，上記一審原告らは，本件資料の開示によって被控訴人による違法行為を知り，大きな怒りと衝撃を受けて精神的損害が発生したとして，被控訴人に対し，国家賠償法1条1
25 項に基づき，漁船員ら及びその支援者である一審原告一人につき200万円，遺族である一審原告らは200万円に対する法定相続分の割合を乗じた額の損害並びにこ

れらに対する最終的な違法行為の日である上記資料開示の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、一審原告らの請求をいずれも棄却し、一審原告ら45名のうち、これを不服とする27名及び死亡した一審原告の遺族2名が控訴した。

2 当裁判所の判断の要旨

(1) 被控訴人が本件資料等を隠匿したか否か

ア 控訴人らは、被控訴人及び米国は、当時の米ソ核開発競争の中で米国が優位に立つために米国の核実験の継続を優先させるという政治的思惑により、昭和30年に、日米両政府間において、米国が第五福竜丸関係等の僅かな補償のみを行い、その余の米国の責任は免除するという日米合意をして政治決着を行い、被控訴人は、その際、本件核実験による被ばく者の人的被害は全て隠すという基本方針を決め、本件核実験直後の内閣以来の歴代内閣の閣僚は平成26年まで本件資料等を徹底して隠し続けてきたと主張し、これを推認させる間接事実として、昭和29年12月末をもって被ばくの調査を打ち切ることを閣議決定したことなどの事実を主張する。

イ 確かに、日米合意当時、米国関係者において、本件核実験に係る被害弁償を早期にかつ低額に抑えて政治決着を図りたいとの思惑を有し、我が国の政府関係者においても、補償の対象とならなかった被害があるときは、これが明らかになり、大きく報道されることは望ましくない状況にあったことが認められる。

ウ しかしながら、上記イのような日米の関係者の思惑等があったとしても、具体的に、これが被控訴人の情報の隠匿行為に結びついたと認めるに足りる的確な証拠は見当たらないし、かえって、以下のとおり、被控訴人に隠匿の意思等があったとすることとは矛盾する事情が認められ、これを考慮すれば、上記のような思惑等のために情報の隠匿方針が決定され現在に至るまでその意思が貫徹してきたとは認め難いというべきである。

（ア）本件核実験による漁船員らの被ばくの実態は、第五福竜丸の被害以外にも、新聞等により報道されており、既に公になっている事実について、被控訴人が隠匿しよ

うとしたことには無理がある。また、漁船員らが身体検査を受けたこと自体は当時から知られており、身体検査の資料などについて、被控訴人に隠匿の動機があったというには疑問が大きい。

⑤ (イ) 昭和30年の日米合意から平成26年までの約60年の長期間にわたり、総理大臣及び閣僚についても、所属する政党や政治的立場を異にする交代を含め、多数回の交代がなされているのであり、その間で、隠匿の意思等が引き継がれてきたというのは、およそ現実的ではないし、広範囲、長期間、多人数に及ぶ関係機関や職員らに秘密裏に徹底され得たものとも考えられない。

(ウ) 仮に、被控訴人に隠匿の意思等があったとすれば、本件資料を廃棄することが最も簡単に目的を達成する方法であると考えられるから、そもそも本件資料を廃棄しなかったというのは不自然というほかない。

(エ) また、仮に、被控訴人に隠匿の意思等があったとすれば、それが適法かどうかはともかくとして、厚生労働省は、平成26年に至っても、本件資料が存在しない、あるいは見当たらないとして、開示しないこともできたものと考えられるところ、実際には開示しているのであるから、隠匿の意思等があったとすることとこの開示行為も矛盾するものといわなければならない。

⑥ (オ) さらに、外務省は、平成3年の時点で、自発的に、日米合意の裏にあった思惑を推認させる資料を公開したと認められるが、このことも、隠匿の意思等があったとすることとは一貫しない。

⑦ エ また、控訴人らが主張する隠匿行為を推認させる間接事実についてみても、そのことから直ちに本件資料等の隠匿の意思等を推認できるようなものは見当たらず、かえって、これと矛盾する事実があることも認められるのであり、これらを個別にみても、また、これらを総合しても、被控訴人の本件資料等の隠匿の意思や事実を推認することはできない。

⑧ オ よって、本件資料の開示まで、被控訴人が本件資料等を隠匿する意思をもって、これを隠匿していたとは認めることはできない。

(なお、上記の点について、原判決は、不法行為の一部について除斥期間が経過した旨の判断をしたが、控訴人らが、当審において、日米合意や被ばく調査の打ち切り等の事実をそれ自体不法行為と主張するものではなく、本件資料等の隠匿の不法行為の間接事実として主張するものであることを明確にしたことから、本判決においては、
5 除斥期間について判断していない。)

(2) 被控訴人の本件資料等を開示する法的作為義務の有無、及び、調査・支援等施策をすべき法的作為義務の有無

ア 控訴人らは、憲法や国家公務員法等に基づき、被控訴人には、本件資料等を開示すべき法的作為義務があり、また、被ばく者に対する健康状態の追跡調査や医療費の免除、生活支援等の必要な援助に関する施策を行う法的義務があったなどと主張する。
10

しかしながら、控訴人らが主張する憲法や国家公務員法その他の法律は、いずれも本件資料等の開示義務や調査、支援等の施策を実施すべき具体的な法的作為義務を導くものではない。

また、被爆者援護法の目的及び立法経過に鑑みれば、同法は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾により被ばくした者の援護について規定したものであることは明らかであり、本件核実験による被ばく者には同法は適用されない。また、同法によっても、同法に定める医療給付等を超えて本件資料の開示や施策を実施すべき義務を導き出すことはできない。
15

イ 控訴人らは、調査・支援等施策の法的作為義務について、本件核実験による被ばく者は、広島市及び長崎市への原子爆弾の投下と同じく、米国の核兵器によって放射能被害を受けており、その健康管理その他の援護の必要性があるからこれと同等に扱うべき旨主張し、確かに、本件被ばく者と原爆被爆者との間には、控訴人ら主張の共通性があり、本件核実験に使用された水爆の方が、上記原子爆弾よりも遥かに強力
25 で広範囲に放射性降下物の被害を発生させたことが判明しているのであるから、これによる健康被害を等閑視することなく、その救済が同様に図られるべきという主張は

理解でき、長年にわたって省みられることが少なかった漁船員の救済の必要性については改めて検討されるべきとも考えられる。

しかし、被爆者援護法について拡張ないし類推解釈をして、本件核実験による被ばく者を対象に含めることは法解釈論の限度を超えるものであって、本件核実験による被ばく者について、個別の立法がないにもかかわらず、被爆者援護法と同等の扱いをすべき義務があるということとはできない。したがって、被爆者援護法と同等の扱いをすべきという主張は立法論をいうものといわざるをえず、上記に指摘した救済の必要性があるとしても、国賠法に基づく損害賠償請求によって司法的救済を図ることは困難であり、立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかない。

ウ また、控訴人らは、被控訴人は、本件核実験による被ばく者らとの検査、検診契約に基づいて、各人に対し、検査、検診等を行ったものであり、本件資料は各人の健康管理にいかすための資料であって、検査結果は各人に報告するとともに、その健康管理に利用する契約上の義務を負っていた等と主張するが、本件核実験による被ばくに関する検査、検診等に関し、対象者がこれに同意したことは推認することができるものの、これを超えて、控訴人らの上記主張のような契約が締結されたことについては、これを認めるに足りる証拠はない。したがって、控訴人らの上記主張に基づいて、被控訴人が資料開示、施策実施義務を負うということもできない。

エ よって、控訴人ら主張の憲法若しくは法律上の規定又は契約に基づいて、被控訴人ないし内閣総理大臣その他閣僚等において、資料開示・施策実施義務を負うとは認められないから、被控訴人に、本件資料の開示義務違反の違法又は調査・支援等施策不実施の違法があったとは認められない。

(3) 結論

以上によれば、被控訴人において、本件資料等を隠匿する意思をもって、これを隠匿していたとは認めることはできず、また、本件資料を開示し、又は調査・支援等施策を実施するべき法的作為義務は認められず、被控訴人の国賠法上の違法行為は認められないから、その余の争点について判断するまでもなく、控訴人らの請求はいずれ

も理由がない。

以 上